

市民後見人養成講座 募集要項

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害など判断能力が十分でない方を保護・支援する制度です。木更津市社会福祉協議会では、木更津市からの委託を受け、市民が地域で後見人として活動することができるよう後見業務に必要な知識を習得する講座を開講します。

- 1. 内 容** 介護と連動する市民後見研究会及びワーキング部会の検討による「市民後見人養成のための基本カリキュラム」をベースに、後見事務を適正・円滑に処理するために必要な知識、技能を習得できるカリキュラムを編成しました。
基礎研修は、講義により後見人として必要な知識を習得する講座です。
実践研修では、演習や後見人同行実習を行い、実践的な経験を得る講座です。
- 2. 応募資格** 次のすべての項目に該当する方
(1) 木更津市内にお住まいの方
(2) 年齢20歳以上の方(令和3年4月1日現在)
(3) ボランティア活動に意欲的で、高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意のある方
(4) 高等学校を卒業した方、あるいはそれと同等以上の資格を有する方
- 3. 定 員** 25名程度
- 4. 受講説明会の申し込み** 7月31日(土)午前10時または8月4日(水)午後2時から木更津市民総合福祉会館で行う説明会に必ずご参加ください。(1時間程度)
申込みは、電話・ファックス・メール(住所・氏名・生年月日・年齢・電話番号を明記)で受け付けます。
申込締切り：受講説明会の前日17時までにお申込みください。
電 話：22-6226(9時から17時まで)
ファックス：22-3550
メー ル：koken-center@kisarazushakyo.or.jp
受講説明会に参加された方に「市民後見人養成講座受講申込書類」を配布します。
- 5. 選 考** (1) 第一次選考(書類審査)
市民後見人養成講座受講申込書を提出していただき、書類選考を行います。
◆申込締切り 令和3年8月24日(火)17時必着
◆選考結果 令和3年9月1日(水)発送(予定)

(2) 第二次選考(面接審査)
書類選考後、面接による選考を実施します。詳細は第一次選考を通過された方に通知します。
◆面接日時 令和3年9月6日(月)、9月7日(火)のいずれか。
面接は1人15分程度を予定。
◆選考結果 令和3年9月13日(月)発送(予定)
※ 選考についての詳細は一切お答えできませんので御了承ください。

6. 研 修 (1) 対象者 第二次選考により選考された方
 (2) 受講料 4,400 円 (テキスト代)
 (3) 研修会場 木更津市民総合福祉会館
 (4) 日 程 基礎研修 計 7 日間 実践研修 計 3 日間

履修時間 42 時間 30 分 (基礎研修 1,820 分・実践研修 730 分)

基礎研修	令和 3 年 9 月	25 日 (土)
	令和 3 年 10 月	9 日 (土)・16 日 (土)
	令和 3 年 11 月	6 日 (土)・13 日 (土)・20 日 (土)
	令和 3 年 12 月	11 日 (土)
実践研修	令和 3 年 12 月	18 日 (土)
	令和 4 年 1 月	15 日 (土)
	講座期間中	随時 1 日

講義時間

講義 時間	1 限	休憩	2 限	休憩	3 限	休憩	4 限
	10:10~11:20	60 分	12:20~13:30	15 分	13:45~14:55	15 分	15:10~16:20
	70 分		70 分		70 分		70 分

※ 一部、時間を変更する場合がございます。

7. 修 了 証 講座の全課程 (時間) を履修し、修了が認定された方には、木更津市社会福祉協議会長から「修了証」が交付されます。

8. 受講後の活動 (1) 成年後見支援員としての活動

木更津市社会福祉協議会が法人として成年後見人に就任している事案で、法人による後見活動の補助的な活動として、公的機関や金融機関での諸手続き、本人の状況の確認のための訪問、活動報告書等の作成などを行っていただきます。

活動をとおして後見事務のスキルを高め、市民後見人を目指してください。

(2) 成年後見制度の普及啓発活動

各種団体等の研修等で「成年後見制度」や「後見等開始の申立手続き」の説明員として、講師などを行っていただきます。

9. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会 きさらづ成年後見支援センター事務局
 〒292-0834 木更津市潮見 2 丁目 9 番地
 電話 : 0438-22-6226 Fax : 0438-22-3550
 メール : koken-center@kisarazushakyo.or.jp